

平成二十一年六月五日受領  
答弁第四五二号

内閣衆質一七一第四五二号

平成二十一年六月五日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア連邦日本国大使館における住居手当等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア連邦日本国大使館における住居手当等に関する質問に対する答弁書

一から五までについて

外務省としては、モスクワ市内における不動産価格及び平均的な住宅賃借料については把握していないが、在外公館における住居手当の限度額については、公電により在外公館の長より提出される報告等に基づき、在外職員の契約家賃額や在外公館の所在地における主要国外交官等の住居の家賃額等を勘案の上、決定している。

六について

お尋ねの住居手当の月額限度額は、過去三年間、三千百七十三米ドルである。